

京都市公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（平成28年3月30日京都市条例第49号）（行財政局人事部給与課）

国における制度の見直し等を踏まえ、公営企業職員の給与について、次の措置を講じることとしました。

- 1 管理又は監督の地位にある職員で管理者が定めるものが、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により勤務を要する日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に、管理職員特別勤務手当を支給することができることとします。
- 2 その他規定を整備します。

この条例は、平成28年4月1日から施行することとしました。

京都市公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成28年3月30日

京都市長 門川大作

京都市条例第49号

京都市公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

京都市公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を次のように改正する。

第12条中「臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務を要しない日に勤務した」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務を要しない日に勤務した場合
- (2) 災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により勤務を要する日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合

第15条第2項中「、第4条の3」を削る。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(行財政局人事部給与課)